

物品販売等に伴う体育館使用料

利用区分	使用面積等		1日当たりの使用料
体育館の建物内の定めた場所での 物品等販売、興行等又は宣伝等	営利・宣伝等で利用する場合		町民体育館使用料を適用
	スポーツ競技開催に伴う場合	使用料の定めのある部屋	町民体育館使用料を適用
		利用面積1平方メートル当たり	500円
体育館の敷地（建物外）の定めた場所での 物品等販売、興行等又は宣伝等 （キッチンカー・固定販売テント等）	利用面積15平方メートルまで		1,500円
	上記から1平方メートル超えるごとに		100円

（備考）

- 1 使用面積1平方メートルとは、1平方メートル未満の場合も1平方メートルとする。
- 2 「営利・宣伝等で利用する場合」とは、利用目的が「営利・宣伝等」の申請をもって、体育館の利用許可を受けた場合とする。
- 3 「スポーツ競技開催に伴う場合」とは、利用目的が「アマチュアスポーツ又はアマチュアスポーツ以外」の申請をもって体育館の利用許可を受け、申請によって物品販売等の許可を受けた場合とする。この場合、使用料の定めのある施設を利用する場合は、町民体育館使用料を適用し、その他については1平方メートル当たりの使用料を加算する。
- 4 前2項の利用許可を受け、「体育館の敷地（建物外）」の利用をする場合は、この表に定める1日当たりの使用料を加算するものとする。